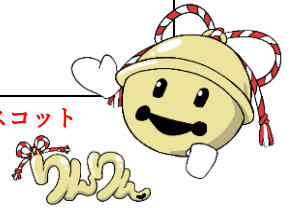


令和2年12月は「国家公務員倫理月間」です

国家公務員の倫理意識の効果的な浸透を図るため、昨年度に引き続き、今年度も12月の1ヶ月間を「国家公務員倫理月間」と位置付け、全ての職員を対象とした研修の実施、管理職員等がメッセージを記入したポスターの掲示のほか、新たに倫理審査会会長及び委員からのメッセージ動画の配信や、職場内で公務員倫理について意見交換を行う機会を設けるなど多様な啓発活動を集中的に行います。

倫理審査会公式マスコット



1. 国家公務員倫理審査会の実施事項

国家公務員倫理月間に国家公務員倫理審査会が実施する主な事項は次のとおりです。

(1) 国家公務員倫理審査会会長及び委員からの動画メッセージの発信

国家公務員倫理審査会会長及び委員から、顔の見える動画の形式で全職員に向けてメッセージを発信します。

(2) 主に幹部職・管理職員を対象としたWebを活用した倫理に関する講演会の実施

組織マネジメントに携わる各府省等の幹部職・管理職員を対象に、倫理的な組織風土づくりや相談・通報の重要性について考察を深めるとともに、不祥事の防止に向けた職場での実践的な取組につなげる機会として、公務員の倫理保持に専門的な知見を有する有識者による講演会を、Webを活用した形式で開催します。

(3) 各種教材の作成・配布

一般職員向けの自習研修教材(e-ラーニング)を改訂し、各府省等に配布します。また、倫理保持の在り方について考察を深める素材として過去の人事院月報「コンプライアンスについて考える」シリーズの一部の記事を各府省等に配布します。

(4) 地方公共団体、経済団体及び業界団体への広報活動

許認可、契約などの相手方となり得る事業者等に対して公務員倫理制度を周知することも重要であることから、地方公共団体、経済団体及び業界団体に対して、倫理月間のポスターの掲示、会員企業等へのパンフレットの配布等を依頼します。

2. 各府省等の実施事項

国家公務員倫理審査会から各府省等に対して、国家公務員倫理月間中にその趣旨を踏まえた積極的な取組を行うよう要請しています。実施を要請している主な事項は次のとおりです。

- 倫理監督官（事務次官等）や地方機関の長など各組織の長から、
 - ー 幹部職・管理職員等に対して、直接自身の言葉で公務員倫理に関する注意喚起を行うこと
 - ー 所属の全職員に対し倫理に関するメッセージを発信すること
- 国家公務員倫理月間のポスターの掲示及びメッセージの追記を行うこと
- 職場内で公務員倫理について意見交換を行うこと
 - ※ 今年度新たに実施する事項です。取り立てて意見交換の場を設けるのではなく、上記ポスター掲示や倫理研修終了後など適切な機会を捉えて実施いただく予定です。
- 全職員に対して倫理研修を実施すること
- 各府省等の実情に応じ独自に工夫を凝らした各種の取組を行うこと

3. 令和2年度国家公務員倫理月間の標語

国家公務員倫理審査会では、毎年、標語を募集し（応募資格制限なし）、最優秀作品及び優秀作品を選定しています。

今年度の標語については、8,856点（昨年度は6,666点）の応募があり、各府省等にも選考に協力いただいた上で、国家公務員倫理審査会として以下のとおり最優秀作品1点及び優秀作品2点を選びました。

最優秀作品

「これぐらい」 思う気持ちに 距離を取れ

作者：国税庁大阪国税局堺税務署 村上 仁太 さん

優秀作品

倫理とは 知識と意識と 心がけ

作者：海上保安庁第二管区海上保安本部 大友 直子 さん

間違いを 正す勇気で 得る信頼

作者：警察庁近畿管区警察局 平田 昭子 さん



<令和2年度 国家公務員倫理月間ポスター>

以 上

問	国家公務員倫理審査会事務局	首席参事官	岸本 康雄
合		倫理企画官	松浦 正樹
せ		電話	03-3581-5311(内線 2813)
先		電話	03-3581-7031(直通)